

熊本県公報

第12175号
平成24年12月21日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 産業廃棄物収集運搬業許可の取消…………… (廃棄物対策課) 1
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 2
- 平成24年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算の要項…………… (財政課) 2
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 5
- 道路の供用開始…………… (//) 5
- 道路の供用開始…………… (//) 6
- 道路の供用開始…………… (//) 6
- 道路の供用開始…………… (//) 6
- 道路の区域変更…………… (//) 7

公 告

- 県内希少野生動植物及び指定希少野生動植物の指定…………… (自然保護課) 7
- 県内希少野生動植物及び指定希少野生動植物の指定の解除…………… (//) 8
- 生息地等保護区の指定…………… (//) 8
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 9
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (//) 9
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (//) 10
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出に対する市町村からの意見…………… (商工振興金融課) 10
- 県営土地改良事業の工事完了…………… (農村計画課) 10

登 載 依 頼

- ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業者の決定…………… (施設課) 10

告 示

熊本県告示第1311号
介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。
平成24年12月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ケアプランサービスひまわり 天草市深海町5010番地4	一般社団法人いこいの家 ひまわりの会	平成24年12月15日

熊本県告示第1312号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を次のとおり取り消した。
平成24年12月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 取り消した産業廃棄物収集運搬業の許可
 - (1) 被処分者
住所 熊本県熊本市西区蓮台寺一丁目13番6号
名称 熊本推進建設株式会社
代表取締役 草野 銃夫
 - (2) 許可の内容
許可番号 第04301041359号
許可の年月日 平成19年12月12日
許可の有効期限 平成24年12月11日
- 2 許可取消年月日
平成24年12月12日

3 理由

熊本建設推進株式会社は、平成22年7月27日、熊本簡易裁判所において、平成22年法律第34号による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第32条第1号の規定により罰金50万円の判決を受け、平成22年8月24日に刑が確定した。このことは、法第14条の3の2第1項第1号に規定する法第14条第5項第2号イに該当する。

熊本県告示第1313号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成24年12月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡西原村大字河原字滝2402番1・2402番2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに西原村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1314号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成24年12月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県菊池市班蛇口字大野谷2179番

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県菊池地域振興局並びに菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1315号

平成24年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算が平成24年12月定例県議会において次のとおり議決されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表する。

平成24年12月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成24年度熊本県一般会計補正予算（第9号）

平成24年度熊本県の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,072,940千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ774,823,570千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		125,300,985	14,072,940	139,373,925
	1 国庫補助金	79,291,707	14,072,940	93,364,647
歳 入 合 計		760,750,630	14,072,940	774,823,570

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 諸支出金		47,200,556	14,072,940	61,273,496
	1 繰 出 金	7,325,948	14,072,940	21,398,888
歳 出 合 計		760,750,630	14,072,940	774,823,570

平成24年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計補正予算（第2号）

平成24年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,556,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,747,421千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 一 支 支 時 払 援 関 係 費 金 係 費		千円	千円	千円
		3,848,060	16,556,400	20,404,460
	1 繰 入 金	3,292,085	14,072,940	17,365,025
	2 県 債	555,975	2,483,460	3,039,435
歳 入 合 計		13,191,021	16,556,400	29,747,421
歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 一 支 支 時 払 援 関 係 費 金 係 費		千円	千円	千円
		3,848,060	16,556,400	20,404,460
	1 環 境 費	3,706,500	16,556,400	20,262,900
歳 出 合 計		13,191,021	16,556,400	29,747,421

第2表 地方債補正 変 更								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
一時金支払関係 出 資 金	千円 555,975	(借入先) 財務省、そ の他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め20年以内 半年賦元利 均等償還等 ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができ る。	千円 3,039,435			(補 正 前 に 同 じ)

熊本県告示第1316号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年12月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年12月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	266号	上天草市龍ヶ岳町高戸字八久保 2356番地先から 上天草市龍ヶ岳町高戸字北ノ迫 4106番1地先まで	1,080	地自交

2 供用を開始する期日 平成24年12月21日

熊本県告示第1317号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年12月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年12月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	上野田黒淵線	阿蘇郡小国町大字黒淵字手水野 863番1の1地先から 同所 863番1の1地先まで	108.0	全防改

2 供用を開始する期日 平成24年12月21日

熊本県告示第1318号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年12月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年12月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	大野下停車場西照寺線	玉名市岱明町大字古閑字野田 539番2地先から 同所 541番1地先まで	33.3	単道改
		玉名市岱明町大字古閑字野田 539番2地先から 同所 541番1地先まで	14.0	

2 供用を開始する期日 平成24年12月21日

熊本県告示第1319号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年12月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年12月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	松橋停車場線	宇城市松橋町曲野字金ヶ崎 2160番1地先から 同所 2160番1地先まで	20.9	道路法第24条 (施行承認) 工事

2 供用を開始する期日 平成24年12月21日

熊本県告示第1320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年12月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年12月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	松橋停車場	宇城市松橋町曲野字金ヶ崎	22.7	道路法第

線	2160番1地先から 宇城市松橋町久具字猫迫 668番1地先まで	24条 (施行承認) 工事
---	--	------------------

2 供用を開始する期日 平成24年12月21日

熊本県告示第1321号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年12月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年12月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	小鶴原女木線	球磨郡五木村大字乙字山口 1732番4地先から 同所 1738番地先まで	前	5.9 ～ 21.4	59.8	災害防除
			後	9.4 ～ 21.4		

2 区域を変更する期日 平成24年12月21日

公 告

熊本県公告第650号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）第10条第1項の規定に基づき、次に掲げる動植物を県内希少野生動植物に指定するとともに、併せて指定希少野生動植物に指定したいので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、利害関係人は、公告された指定案について、当該公告のあった日から14日以内に知事に意見書を提出することができる。

平成24年12月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 植物（3種）

科 名	種 名		指定の理由
	和 名	学 名	
イワデンダ科	コモチイヌワラビ	<i>Athyrium strigillosum</i>	生育地、生育個体数がともに極めて少ないことに加え、生育環境の悪化が顕著にみられ、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ホシクサ科	ゴマシオホシクサ	<i>Eriocaulon senile</i>	生育地、生育個体数がともに極めて少なく、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ラン科	ダイサギソウ	<i>Habenaria dentata</i>	生育地、生育個体数がともに極めて少ないことに加え、園芸目的の採取圧が高く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。

2 動物（5種）

科 名	種 名		指定の理由
	和 名	学 名	
トンボ科	ハッチョウトンボ	<i>Nannophya pygmaea</i>	生息地が極めて少なく、生息環境の悪化が顕著にみられることに加え、捕獲圧が高く、絶滅のおそれがあることから、特に保護

			を図る必要がある。
コガネムシ科	ダイコクコガネ	<i>Copris ochus</i>	生息環境の悪化が顕著にみられることに加え、飼育・標本目的の捕獲圧が高く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
シジミチヨウ科	ウラジロミドリシジミ	<i>Favonius saphirinus</i>	生息環境の悪化が顕著にみられることに加え、標本目的の捕獲圧が高く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
シジミチヨウ科	ゴマシジミ	<i>Maculinea teleius daisensis</i>	生息環境の悪化が顕著にみられることに加え、標本目的の捕獲圧が高く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
シジミチヨウ科	ミドリシジミ	<i>Neozephyrus japonicus</i>	生息環境の悪化が顕著にみられることに加え、標本目的の捕獲圧が高く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。

熊本県公告第651号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）第10第7項の規定により、県内希少野生動植物及び指定希少野生動植物の指定を解除したいので次のとおり公告する。

なお、利害関係人は、公告された指定の解除案について、当該公告のあった日から14日以内に知事に意見書を提出することができる。

平成24年12月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

科名	種名		解除の理由
	和名	学名	
ゲンゴロウ科	マルコガタノゲンゴロウ	<i>Cybister lewisianus</i>	マルコガタノゲンゴロウが、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第4条第3項の国内希少野生動植物種に指定されたため。

熊本県公告第652号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）第34条第4項（同条例第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、生息地等保護区及び管理地区を指定したいので指定案を次のとおり公告する。

なお、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、公告された指定案について、当該公告のあった日から14日以内に知事に意見書を提出することができる。

平成24年12月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

第1 生息地等保護区の指定

- 1 名称
白嶽湿地生息地保護区
- 2 指定の区域
上天草市姫戸町姫浦の一部1.9ヘクタール
- 3 指定に係る指定希少野生動物
トンボ科 ハッチョウトンボ (*Nannophya pygmaea*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針の案
 - (1) ハッチョウトンボの個体の生息のために確保すべき環境
ハッチョウトンボの個体の生息のためには、その生息環境である滞水地や湿地等とともに本種と一体的に生育している植物を適切に維持することが必要である。
 - (2) 生息環境の維持のための管理の方針
(1)で掲げた本種の生息条件を維持するため、適切な方法により草刈り等を実施し、遷移の抑制や開放水面の確保に努める。
さらに、本種の生息環境の維持が特に重要であることから、全域を管理地区として指定し、管理地区の区域の保護に関する指針に従って生息環境の適切な管理

- を行うものとする。
- 5 指定の区域（区域を表示した図面を含む。）の区域の保護に関する指針の案の縦覧場所
 熊本県環境生活部環境局自然保護課、熊本県天草地域振興局農林水産部林務課、上天草市役所
- 第2 管理地区の指定
- 1 名称
 白嶽湿地生息地保護区管理地区
- 2 指定の区域
 白嶽湿地生息地保護区の区域全域
- 3 指定に係る指定希少野生動物
 トンボ科 ハッチョウトンボ (*Nannophya pygmaea*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針の案
- (1) ハッチョウトンボの個体の生息のために確保すべき環境
 ハッチョウトンボの個体の生息のためには、その生息環境である滞水地や湿地等とともに本種と一体的に生育している植物を適切に維持することが必要である。
- (2) 生息環境の維持のための管理の方針
- ア 工作物の設置
 ハッチョウトンボの生息条件の維持を困難とするような工作物の設置は行わないこと。
- イ 土地の形質の変更
 ハッチョウトンボの生息条件の維持を困難とするような土地の形質の変更は行わないこと。
- ウ 土石の採取等
 現状の地形及び地質の維持を図るため、鉱物の採掘及び土石の採取は行わないこと。
- エ 水面の埋立て、干拓
 現状の地形の維持を図るため、水面の埋立て及び干拓は行わないこと。
- オ 河川、湖沼等の水位、水量の増減
 現状の地質の維持を図るため、水位及び水量の増減は行わないこと。
- カ 木竹の伐採
 ハッチョウトンボの生息条件が維持できない方法での木竹の伐採は行わないこと。
- 5 指定の区域（区域を表示した図面を含む。）の区域の保護に関する指針の案の縦覧場所
 熊本県環境生活部環境局自然保護課、熊本県天草地域振興局農林水産部林務課、上天草市役所

熊本県公告第653号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成24年12月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 菊池郡菊陽町新山三丁目3190番136、同3190番254、同3190番255、同3190番541、同3190番542、同3190番1190、同3190番1191及び同3190番1192
 4, 639.74平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
 合志市福原3122番地6
 株式会社 大商木材

熊本県公告第654号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成24年12月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 合志市幾久富字建山1909番1778
 4, 149.64平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
 熊本市中央区水前寺一丁目22番18号
 株式会社 タウン開発

熊本県公告第655号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の2第1項の変更許可に係る開発行
為に関する工事が完了したので、同法第35条の2第5項及び同法第36条第3項の規定
により次のとおり公告する。
平成24年12月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町大字引水字古荘谷852番、同853番2及び同853番8
4、257.59平方メートル（全体面積 9,950.53平方メートル）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡大津町引水856番地10
有限会社 大永不動産

熊本県公告第656号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により平成24
年7月26日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により阿蘇市から意見書の
提出があったので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を
縦覧に供する。
平成24年12月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス阿蘇店
阿蘇市西町字西瀬戸口849-1の一部
- 2 阿蘇市の意見の概要
荷さばきを行うことができる時間帯を午前6時から午後10時までとする変更届出で
あるが、原則午前9時から午前11時までの時間帯に荷さばきを行うこととされている
ので、特別な事情以外では極力原則どおり実施すること。
なお、周辺住民から苦情等があった場合は管理責任者の誠意をもった対応をお願いす
る。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県阿蘇地域振興局総務部総
務振興課
平成24年12月21日から平成25年1月21日まで

熊本県公告第657号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第1
95号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。
平成24年12月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水 施設、農業用 道路、区画整 理、暗きょ排 水、客土	錦第二（錦 町、人吉市）	平成13年10月1日	平成23年5月13日	熊本県

掲載依頼

熊本県教育委員会公告第15号

特定調達契約につき随意契約により相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は
特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県
物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の
規定により、次のとおり公告する。
平成24年12月21日

熊本県教育長 田 崎 龍 一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理
コンデンサ245.75kg、保管容器1.6kg、安定器1,069.2kg
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県教育庁教育総務局施設課
熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日

- 平成24年10月16日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本環境安全事業株式会社北九州事業所長 牧田 泉
福岡県北九州市若松区響町一丁目62番24号
 - 5 随意契約に係る契約金額
34,300,200円
 - 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
 - 7 その理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。